

基本理念

- ◆お母さんとお子さんが落ち着いた生活を送れるよう支援します。
- ◆お母さんとお子さんが主体性を持って社会で自立した生活ができるよう支援します。

基本方針

- ◆お母さんとお子さんが様々な経験を通して、社会の一員として生活できるよう支援します。
- ◆子どもの意思と可能性を尊重し、ひとりひとりの成長を見守ります。

入所の手続き

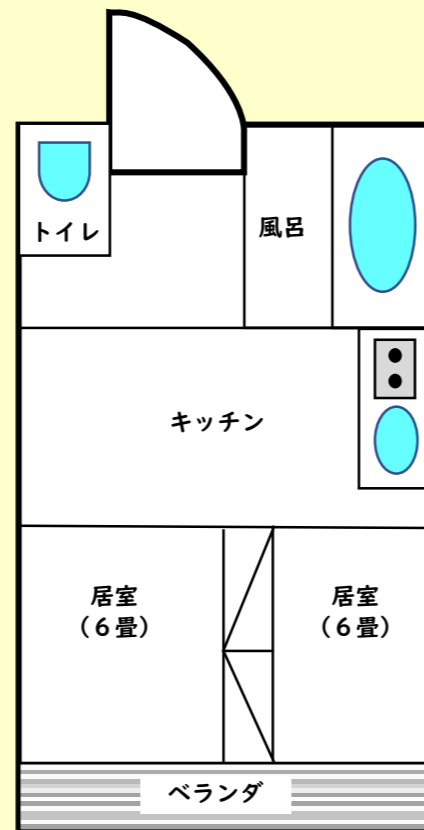
- ◆入所を希望される方は、お住まいの市役所（町村役場）の福祉の窓口（子育て担当）にご相談ください。
- ◆費用は、利用された光熱水費が基本となります。（別途所得に応じた負担金が発生する場合があります。）

施設情報

施設・事業所種別	母子生活支援施設／児童福祉施設
定員（利用者数）	10世帯
ホームページ	母子生活支援施設／ 八女市ホームページ (city.yame.fukuoka.jp)
開設年月日	昭和27年6月1日
設置主体	八女市
居室・設備等	鉄筋コンクリート3階建 延べ面積：1,087㎡ ・2DK：10室 （バス・トイレ・冷暖房完備） ・事務室・学習室・宿直室 ・相談室2室・寮室



<居室間取>

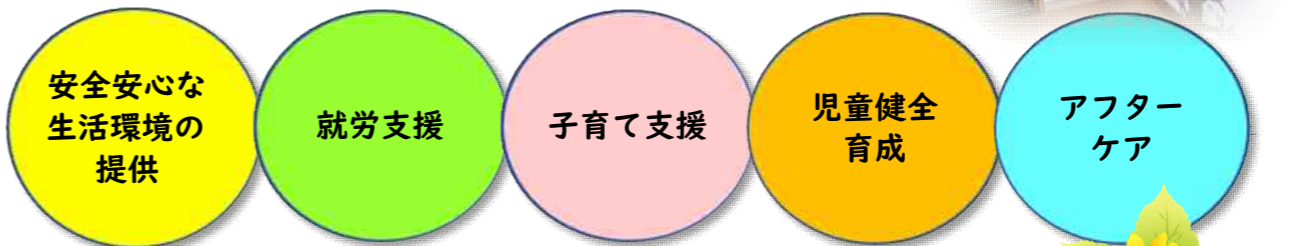


《母子生活支援施設とは？》

母子生活支援施設とは、児童福祉法に基づく施設です。
18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が子どもと一緒に利用できる施設です。

※ 特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが満20歳になるまで利用が可能です。

母子生活支援施設の機能は、次の5つです。



様々な事情で入所されたお母さんとお子さんに対して地域の学校や子育て支援、医療機関、福祉施設や相談機関、行政窓口などと連携し、心身と生活の安定のための相談・援助を進めながら自立を支援します。



《主な年間行事》

- 5月：子どもの日と母の日のお祝い会
- 7月：社会科見学
- 8月：七夕まつり／大掃除／児童交流会／スポーツ交流会
- 9月：定期健康診断
- 10月：講演会
- 11月：年末大掃除／クリスマス会／もちつき大会
- 1月：新年おめでとう会
- 2月：節分（豆まき会）
- 3月：ひなまつり会／定期健康診断



post